

第 15 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年足立区条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号まで
を 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

手当の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提
出いたします。